



# 136人が新成人に

祝松田町成人式

町は、1月9日(日)、町民文化センター大ホールで成人式を開催し、今年はいく36人(男63人、女73人)が新たに成人の仲間入りをしました。式典では町長や来賓の方々からお祝いのことば、成人者の代表による意見発表、記念品の贈呈などが行われました。広報まつだでは、今回の成人式で代表を務めた二人のあいさつを紹介します。

## 【問合せ】教育課生涯学習係

☎(83) 7021



北原英樹さん

## 「社会に貢献できる成人に」

町長を始め、多くの皆様方より、温かな励ましとお祝いのお言葉を賜りまして誠にありがとうございます。この日を迎えられたのは、私たちが育ててくれた家族、多くの先生方、地域の方々、そして共に頑張り支え合ってきた仲間があってこそと深く感謝いたします。

私は今、看護師を目指して専門学校に通っています。命に携わる仕事に就きたいという思いと看護を通じて人と人とが密に関わりあうことでやりがいを感じられると思いをこめて選びました。

入学して2年が経ちますが、想像以上の勉強の多さと技術の難しさに、大変苦労しています。元々、不器用な私は、頑張ろうという気持ちとは裏腹に知識と技術がうまく追いつかず、本気でやめたと思ったときもありました。そんなとき、落ち込んでいた私を励まし夜遅くまでの自主練習につき合ってくれたのが仲間と先生でした。

今年から病院実習が増え、大変さもアップしますが、大切な仲間と共に支え合って頑張っていきます。社会では一人ではやっていくことはできません。人との関わりを大切に感謝の心を忘れず、社会人として貢献できるように努力して参ります。



遠藤由希さん

## 「成人式を迎え」

最後に、まだまだ大人として何も分からぬ私たちに今後とも良きご指導をくださいますよう、宜しくお願いいたします。本日は本当に有難うございました。

本日は私たちのために盛大な式典を催していただき誠にありがとうございます。今日、この町で共に過ごしてきた友だちと式典に参加し、新しい人生のスタートラインに立てたことを嬉しく思います。

あらためて私たちの今までを振り返ってみると、私たちの学年は決して優秀ではありませんでした。色々な問題を起こしたことも限り合ひの喧嘩があったことも事実です。そんな私たちのためにいつも正面からぶつかり指導してくださった先生方、そんな私たちのことを信じ見守ってくれた家族に感謝の気持ちを伝えたいと思います。

### 厚生労働大臣表彰 橋本 勝頼さん

戦没者の追悼や、戦没者遺族などの福祉増進のため授護事業、そのほか、追悼事業の開催や県、市町村の行う追悼事業への協力などを行う遺族会に所属し、多年にわたり、平和意識の高揚や平和な社会をののために貢献されてこられた、橋本勝頼さん(神山在住)が厚生労働大臣より表彰を受けました。橋本さんは、神奈川県遺族会の理事・評議員や足柄上郡遺族会社年部支部長、松田町遺族会会長、戦没者遺族相談委員などを歴任してこられました。

くり笑いをするような上辺だけの付き合いではなく、お互いを理解しこれからの先も共に支え合っていけるそんなかけがえのない仲間をもつことができた。また、今日この式典を共に迎えられたことは私たちの絆をより一層強くするでしょう。

私は専門学校に通っており就職活動を行う中で現在の社会環境の厳しさを肌で感じました。これから私たちは日本の将来を担う一員として行動していくことになりませんが、沢山の障壁が待ち受けていることが想像できます。悩み苦しむ現実から逃げ出さなくなることもあるでしょう。そんなときには、この町にいても帰って来たいということ、そしてそこには背中を押してくれる仲間がいるということ、これを忘れずにいたいと思います。たとえ何年もの間、連絡をとっていないでも私たちの絆が消えることは絶対にありません。これから社会人としてより大きなステージに立ち、様々なチャレンジをしていく中で、この絆は必ず支えになると思います。

私たちはこれから一人一人別々の道を行っていきますが、今後ともご指導くださいますようお願いいたします。私たちはこれからも仲間と支え合い、互いへの感謝の気持ちを忘れることなく、一日一日を大切に歩んでいきたいと思っております。

## 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」について

神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るため、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を平成22年4月1日から施行しています。

<h3>第1種施設⇒禁煙</h3> <p>学校、病院・診療所 劇場、映画館、観覧場 集会場、運動施設 公衆浴場、物品販売店 銀行などの金融機関 公共交通機関 博物館、図書館、遊園地 社会福祉施設 官公庁施設 テナントビルの通路部分など</p>	<h3>第2種施設⇒禁煙または分煙</h3> <p>飲食店 ホテルや旅館などの宿泊施設 ゲームセンターやカラオケボックスなどの娯楽施設 その他のサービス業を営む店舗 (クリーニング店、理・美容所、不動産店、法律事務所など)</p> <h3>特例第2種施設⇒努力義務</h3> <p>床面積の合計が100㎡以下(調理場を除く)の飲食店 床面積の合計が700㎡以下の宿泊施設 マージャン店やパチンコ店などの風営法対象施設</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◆ 屋外や、特定の人しか出入りしない住居・事務室などは、対象外です。  
◆ 施設の入口付近には「禁煙」や「分煙」などの表示が義務付けられています。  
◆ 保護者が一緒でも、喫煙区域や喫煙所への未成年者の立ち入りはできません(従業員などを除く)。  
◆ 罰則として過料(金銭を徴収する罰)があります。第2種施設に係る罰則規定は平成23年4月1日から施行されます。

詳しくは県ホームページにて  
神奈川県/たばこ対策課  
☎045-210-5015・5025/FAX045-210-8860

かながわのたばこ 検索

## 平成22年度 下水道作品コンクール

下水道について、皆さんに理解をしていただくため、毎年、小学校4年生を対象に、その関連する市や町を通して、下水道に関する「作文・ポスター・書道」の作品を募集しているものです。

今年は総応募数4,631点の中から、見事、松田小学校の生徒が3人入賞しました。おめでとうございます。

書道の部入賞 遠藤 夏美さん  
作文の部入賞 本多 花乃音さん  
ポスターの部入賞 保坂 真帆さん

きれいな水をありがとう

▲ポスターの部入賞作品